

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第90条第6項
処 分 の 概 要： 運転免許の取消し
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 道路交通法第90条第2項（免許の拒否等） 道路交通法施行令第33条の2第2項
処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：